

規 則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十四号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成十六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第七条第二号中「き損し」を「毀損し」に改める。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三号中「㊸」を削り、「罫田により」を「罫田により」に改め、同様式の

備考3を削る。

様式第四号中「㊸」を削り、「罫田により」を「罫田により」に改め、同様式の

備考3を削る。

様式第五号中「㊸」を削り、「き損」を「毀損」に改め、同様式の備考3を削る。

様式第六号中「㊸」を削り、「き損」を「毀損」に改め、同様式の備考3を削る。

様式第七号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。